

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)									3	5	4	9	6
(前年からの繰越額)	①									3	5	4	9	6
(本年の収入額)	②													0
支 出 総 額	B												2	8
翌年への繰越額	A - B									3	5	4	6	8

2 収入項目別金額の党費の内訳

(1) 個人の負担する党費または会費

金 額														0
員 数 (党費または会費を納入した実人数を記載すること)														0

(2) 寄 付

ア 寄 付 (イを除く) の 区 分	金 額										備 考				
(ア) 個人からの寄附 [うち特定寄附]											0	} 内訳は(その7)へ			
(イ) 法人その他の団体からの寄附											0				
(ウ) 政治団体からの寄附											0				
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)											0				
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]														内訳は(その8)へ	
イ 政 党 匿 名 寄 附														0	内訳は(その9)へ
合 計 (ア + イ)														0	

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」または「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その16)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）または郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「 」を記入すること。

2 有に記入した場合、項目別に様式（その17）に内訳を記載すること。

宣 誓 書

(その18)

添付書類（別紙のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 2 年 3 月 30日

政治団体の名称 山田としお鹿児島後援会

会計責任者の氏名 川 添 修



(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 政治団体が解散する時の収支報告書の宣誓書においては、「代表者の氏名」の記名押印又は署名も上記に加えて行なうこととし、その際、署名は必ず代表者本人が自署すること。